

中小企業の人事に役立つ情報をお届けする ペルソネル通信

「ペルソネル personnel」とはフランス語で「人事」という意味です。

2023年
新春号
Vol.11



(送り元)



あらい社労士事務所
Your Human Resources Supporter

Contents

- P.1 ・法改正ダイジェスト
 - ・最近の老齢年金改正の動向
- P.2 ・実務のツボ
 - 外国人労働者 特定技能へのシフト進む
- P.3 ・知的財産権シリーズ（第4回）
従業員のアイデア（発明）って、勝手に使ってもいいの？
 - ・経営の基本 金融機関からの最適な借り方
－ 経常運転資金－
- P.4 ・いのしし社労士 ヨーロッパ旅行記（10）
・おすすめ書籍紹介

法改正ダイジェスト

年頭にあたり、最近の法改正等についてお伝えします。

2023年4月

- ・月60時間超の時間外労働への割増率引き上げ
中小企業への適用開始（25%⇒50%）
- ・給与のデジタル払い解禁
- ・出産育児一時金の増額予定（42万円⇒50万円）
- ・雇用保険料率の引き上げ改定予定

2024年4月

- ・建設事業・自動車運転業務等への時間外労働の上限規制の除外・猶予終了
- ・自動車運転者の労働時間改善基準告示の改正

2024年10月

- ・短時間労働者への社会保険適用拡大
（対50人超規模企業）

2025年4月

- ・高齢雇用継続給付の給付率引き下げ
（賃金の最大15%⇒最大10%へ）
- ・男性の老齢厚生年金の受給開始年齢の引き上げ
（65歳へ）の完了

月60時間を超える時間外労働の 割増賃金率引き上げ

2023年4月より、中小企業においても月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は**50%以上**の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

（1）深夜労働・休日との関係

深夜労働を行わせる場合には、**深夜割増賃金率25%＋時間外割増賃金率50%＝75%**となります。

月60時間の法定時間外労働の算定には、法定休日労働時間は含みません。

（2）代替休暇

月60時間超の法定時間外労働を行った労働者の健康確保のために、引き上げ分の割増賃金の代わりに有給の代替休暇を付与することができます。

割増賃金の引き上げや代替休暇の導入については、就業規則の改定や労使協定書の締結が必要です。ご準備はできていますか？早めに点検しておきましょう。

農業等の労働時間法制の適用除外業種には、この法改正は適用されませんが、残業手当の世間相場の上昇については認識していただきたいところです。（荒井）

最近の老齢年金改正の動向（2022年4月以降順次施行）

物価高の影響による実質給与の目減り、高齢労働者の増加が顕著である昨今、経営者・役員役員報酬改定や高齢従業員の労務管理の観点において、老齢年金制度の改正にも注視が必要です。以下の改正が主なものです。年金を受給しながら長く働くことを促したい、そのような政府の方針が反映されています。

1. 在職老齢年金の改定

60歳～64歳の老齢厚生年金の支給停止基準額を28万円から47万円に引上げ

「60歳以降働くと年金が支給停止されるから働き過ぎてはいけない」。そんな過去の常識は変える必要があります。厚生年金と給与等の月額合算額が月47万円を超えなければ、年金は停止されなくなっています。

2. 繰り下げ受給年齢の拡大

年金受給を遅らせる年齢の上限が75歳まで引上げられました。遅く受給すればするほど年金受給額は増え、最大84%増額されます。

3. 在職定時改定の導入

厚生年金を受給しながら働く方について、在職中でも納付した保険料が毎年年金に反映されるようになりました。従前は退職時や70歳時点しか、厚生年金額が改定されませんでした。（荒井）

わが国における外国人労働力の主体はこれまで「技能実習生」でしたが、令和2年以降「特定技能」が急激に増加しています。（右図「技能実習生と特定技能人数推移」参照）

コロナ禍での入国制限期間中に、技能実習（2号）からの移行が多かったことが理由です。

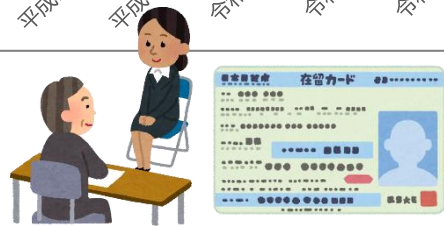
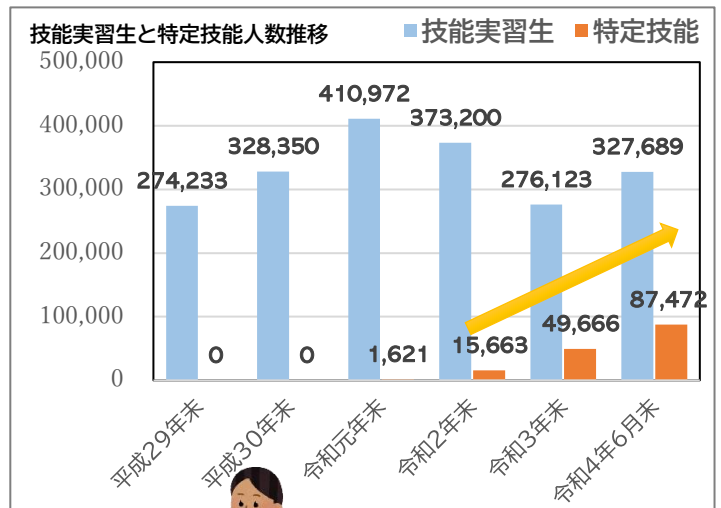
また、法務大臣が今年7月に「技能実習制度見直し」を表明しており、今後、「特定技能」へのシフトが一層進むと見込まれます。

以下表で両制度を比較すると、技能実習生が「実習目的」であるのに対し、特定技能は「就労目的」＝労働者であることが大きな違いです。このことにより特定技能労働者が農業に従事したときの労働時間は、日本人と同じ「適用除外」の扱いとなります。また、本人の意志による転職も可能となります。

より上級の特定技能2号は、期限なく、家族も呼び寄せられる制度であり、将来対象分野が拡大すると、外国人労働者が有期の単純作業労働力というものだけではなく、現場を担う中心的存在への育成も考えていく可能性があると思います。

（荒木）

■ 制度比較表



	技能実習制度	特定技能制度	
法律・目的	技能実習法（実習目的）	改正出入国管理法（就労目的）	
在留資格	技能実習1号～3号（各イ・ロ有り）	特定技能1号	特定技能2号
在留期間等	最長5年	通算5年	在留期間の更新により制限なし。家族帯同可
受入可能な産業分野	86職種 158作業	特定産業分野14分野（介護、ビルクリーニング、一定の製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、外食業等）	現状は、建設、造船・船用工業の2分野のみ。（拡大予定）
従事可能な業務範囲（農業の場合）	耕種（施設園芸/畑作・野菜/果樹） 畜産（養豚/養鶏/酪農） 加工費製造・販売実習も可	耕種全般（「栽培管理」を含むこと） 畜産全般（「飼養管理」を含むこと） 農産物の製造・加工販売/除雪等も従事可	農業は対象外
技能水準／日本語能力	なし	一定の知識又は経験及び日本語能力が必要（試験等で確認）。ただし、技能実習2号（3年）を良好に修了した場合試験免除。	熟練した技能（試験等合格）
受入れ主体	実習実施者（受入企業のこと。農業分野の場合：農業者等）	・受入れ機関（受入企業のこと。農業分野の場合：農業者等） ・派遣事業者（農協など）ただし、派遣による雇用形態は農業と漁業のみ。	受入れ機関
監理・支援方式	団体監理型の場合、監理団体の監理あり	受入機関又は登録支援機関の支援を受ける	受入機関又は登録支援機関の支援対象外
転職	原則不可	一定の範囲内で可能	一定の範囲内で可能
所得税・住民税	課税 租税条約締結国（※）は免税の場合あり	課税	課税

（※）免税の可能性ある国（中国、フィリピン、インドネシア、タイ、スリランカ）

参考：農業については全国農業会議所「農業分野の特定技能制度」を参考にしてください。

前回は特許出願の前提となる「特許を受ける権利」は誰が持っているか、ということについてみてきました。

その中で特許を受ける権利は原始的には発明者が所有するもので、いくら設備や資金を提供しても会社ではないことを示しました。

しかし、これでは会社としては納得いきませんよね。

そこで、今回はこのような不合理な関係を是正すべく設けられた「職務発明制度」（法35条）について説明します。

特許法第35条第1項によると、従業者等が「職務発明」について特許権を取得した時は、使用者等は通常実施権を有する旨が規定されています（※1）。

通常実施権とは、一定の範囲で、その特許発明を業として実施することができる権利のことです。（詳細は次回解説します。）

この通常実施は特許権が第三者に移転された場合でも、使用者はそのままその通常実施権を保持しています。

従って、「職務発明」なら、使用者は自由に使えるような感じですね。

では、この「職務発明」とはどのような発明のことでしょうか。

特許法では、「職務発明」について、その性質上、使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為がその「使用者等」における従業者等の現在または過去の職務に属する発明としています。

分かりやすく言えば、今働いている会社における自分の現在または過去の職務に関係する発明のことです。

従って、転職等で会社を異動した場合には職務発明に該当するかどうかは注意が必要です。

従業員の発明について規定する条文は35条だけです。このため職務発明に該当しない場合には会社は従業員の発明を使うことはできません。

例えば、自動車運転手が自動車の部品について発明してもそれは職務発明にはなりません。

また、ここでいう職務とはある程度発明活動に関連を持った職務に限られるとされています（※2）。例えば、自動車メーカーに勤務する経理担当者（経理しか経験していない）がブレーキに関する画期的な発明をしても職務発明に該当しないことになるので会社は自由に使うことはできず、実施にあたって実施権の設定や特許権の移転が必要になります。

ここまで読むと、職務発明なら会社も自由に使えるのだ、めでたしめでたし・・・ではありません。この通常実施権はいかなる権利なのでしょう。実はけっこう曲者です。

今回は、この通常実施権を中心にお話します。（諏訪）

（※1）使用者等には、個人経営者のほか、法人、国、地方公共団体が含まれています。また、従業者等は、従業者のほか、法人の役員や公務員も含まれます。（※2）工業所有権逐条解説ほか。



経営の基本

金融機関からの最適な借り方 — 経常運転資金 —

金融機関から融資を受ける際に、明確に「借り方」を意識している社長は意外と少なく、多くの場合、銀行の提案のまま借りていることでしょう。しかし、融資には資金用途に応じた最適な借り方があります。

融資を受ける際、この「資金用途」は重要です。また、融資の資金用途は、大きく「設備資金」と「運転資金」に分かれます。主な運転資金は次の通りです。

経常運転資金 / 増加運転資金 / 賞与資金
納税資金 / 季節資金 / つなぎ資金 / 赤字補填資金

現在、この運転資金を借入期間5年以上の長期融資で調達しているケースが多いですが、本来、長期融資で借りるのは設備資金であり、運転資金は短期融資で借りるべきです。

さて、運転資金のなかで今回お伝えする「経常運転資金」とは、企業が営業活動する上で必ず必要となる資金です。運転資金というと、黒字の会社は必要ないと思いますが、経常運転資金は、黒字、赤字関係なく多くの会社で発生します。

計算式は【経常運転資金 = 売上債権 + 棚卸在庫 - 買入債務】です。



例えば、商品を仕入れてから売るまでの在庫期間が1ヶ月、さらに、売れてから入金するまでの売掛金の期間が1ヶ月で売上入金まで合計2ヶ月かかります。一方、仕入れた商品の代金支払いが1か月という場合、入金よりも支払いの方が1ヶ月早く到来します。

このような入金と出金のタイミングの差によって発生する運転資金のことを「経常運転資金（正常運転資金）」と言います。

経常運転資金は、事業活動を行う限り常に発生するので、長期融資で毎月の返済により返済した分の資金不足が発生するため、銀行融資で補う場合は、返済のない借りっ放しの状態にできる「短期継続融資」もしくは、「当座貸越」で調達するのが最適です。

しかし、現在、多くの会社では、コロナ特例等の長期借入金によって調達しているため、毎月の返済により、再度長期融資を銀行にお願いする対応をしています。そのため、毎月の返済額が多額となり、資金繰りをさらに逼迫させる原因となっています。

そこで、経常運転資金を長期融資で調達している場合は、短期継続融資もしくは当座貸越へ切り替えることで資金繰りを大幅に改善できる可能性があります。但し、それなりの財務内容が求められ、交渉ポイントもあるので、税理士等の専門家と共に取り組むことをお勧めします。（青柳）

いのしし社労士 ヨーロッパ旅行記(10) ドイツ ベルリン編



このコーナーでは、いのしし社労士@中村が2019年10月に訪問したヨーロッパ各国の旅行記をゆっくり気長に連載しています。今回は、ドイツのベルリンの2日目の朝から始まります。

ベルリン2日目は、とても天気良かったので、すでに使い慣れたレンタルの電動キックボードで、まさに駆け足で市内探索することに。

「6月17日通り」という場所があります。1953年6月17日に多くの市民が在独ソ連軍とドイツ人民警察に殺された「東ベルリン騒動」という事件があり、それを後世に伝えるために名付けられました。今回はその道すがらのお話です。

まず着いたのは「戦勝記念塔」。1864年デンマーク戦争に勝利した記念に建設された塔で、ヴァイム・ヴェンダース監督の「ベルリン・天使の詩」の中年天使が座っているシーンが有名です。



戦勝記念塔



ブランデンブルク門



次に訪れたのは「ソビエト戦勝記念碑」です。旧ソ連がベルリンの戦いで亡くなったソ連の戦士を記念して建設。戦争に勝った国の戦士の記念碑が、その負けた国に建てられるってすごいことですよ。

ドイツには今もナチスの反省が息づいている印象です。



ソビエト戦勝記念碑

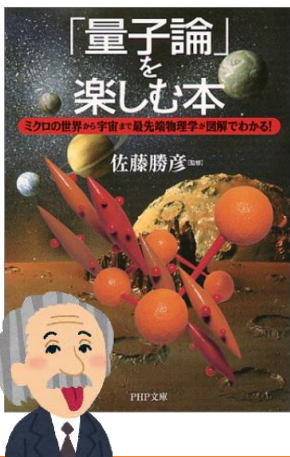
そして通りを東に進むと、かの有名な「ブランデンブルク門」に出ます。1791年に建てられたこの門は、元々は税関壁でした。門上には4頭立ての馬車に乗った女神ヴィクトリアが下界を見下ろしています。

ナポレオン時代から第二次大戦、そして東西冷戦を一番近いところで見守ってきた、歴史の証人のような建造物です。

ちなみに、ベルリンの壁が建てられた時には周囲は無人地帯となったそうですが、壁崩壊後は周辺はホテルや大使館が建て並ぶ観光地となりました。

ここまでホテルを出てからわずか1時間の出来事です。この日はとても長いので、次回に続きます。(中村)

おすすめ書籍紹介



「量子論」を楽しむ本

ミクロの世界から宇宙まで最先端物理学が
図解でわかる!

佐藤勝彦監修 PHP文庫

波だと思われていた光に「粒子」としての性質を発見したアインシュタインの「光量子仮説」、そこにボーアが、「量子条件」「振動数条件」という理論を用いて電子と原子核の関係を説明、さらにド・ブローイが光量子仮説を逆手に取り、粒子である電子は「波」の性質も併せ持つ、というアイデアを提供、そのアイデアをシュレディンガーが「波動関数」というもので説明。そして、ハイゼンベルグが「不確定性原理」で、ある時刻における電子の位置と速度は一つに定まってお

ず、「物質はあいまいである」ことを証明する、という量子力学解明の流れをダイナミックに素人でも分かりやすく解説しています。

波動関数には虚数が紛れ込んでいて、二乗したらマイナスになる、リアルには存在し得ない数字が、なぜ物質たる電子の説明に必要なのか。さらに実験で、電子を放出すると観測前は見えない「確率の波」として漂い、観測したとたんに粒子として振る舞う、ということも実際にイメージすることは不可能です。

結局私たちは、時間を含めた四次元の世界に生きているので、それ以上の次元をイメージするのは不可能なのだ、とこの本を読んで理解しました。面白い本です。(中村)

発行元：ペルソナル・アライアンス

諏訪 学
彩英社労士総合事務所
埼玉県鴻巣市大間 1-6-7
TEL 080-3511-1986
E-Mail saiei.sougou@gmail.com

荒木 孝夫
あらか社労士事務所
千葉県印西市中央北 1-3-3 CNCビル 2F
TEL 0476-47-5751
E-Mail takao@araki-sr.jp

青柳 英明
あおやぎ労務法務事務所
山梨県甲府市砂田町 3-8
TEL 055-225-0322
E-Mail h.aoyagi.shin@icloud.com

荒井 妙恵子
あらい社労士事務所
岐阜県岐阜市六条東 2-5-1 Picasso501
TEL 058-374-1873
E-Mail arai-office@road.ocn.ne.jp

中村 雅和
いのしし社会保険労務士事務所
福岡市博多区博多駅前 2-17-14
ライオンズマンション博多駅前 803
TEL 092-409-2531
E-Mail info@inoshishisyaroshi.com

私達は「農業労務」に精励する仲間として出会いました。この通信は、メンバーの連携により共同発行しています。ご質問・ご意見についてはお近くのメンバーまでお願いいたします。